

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

4月から消費税が8%に引き上げられたことにより、経済的な負担を緩和するため2つの給付金が支給されます。どちらの給付金も、対象と思われる方に7月上旬に申請書類を郵送しております。

申請期間 平成26年7月14日(月)～8月29日(金)

《臨時福祉給付金》

対象となる方

平成26年度の町民税が課税されていない方。ただし、課税者に扶養されている場合や生活保護の受給者は除きます。

支給額

1人につき10,000円(1回限りの支給です)
給付対象者の中で下記に該当する方は、
5,000円が加算されます。

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ②児童扶養手当、特別障害者手帳等の受給者など

《子育て世帯特例給付金》

対象となる方

平成26年1月分の児童手当の受給者で、
平成25年度の所得が児童手当の所得制限
限度額に満たない方

支給対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当
の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の
対象者及び生活保護の被保護者は対象外で
す。

支給額

対象児童1人につき10,000円
(1回限りの支給です)

《給付金詐欺にご注意ください!》

給付金をよそをった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
市町村や厚生労働省が、ATM(銀行、コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願
いすることは絶対にありません。
また、給付金給付の手数料などの振込を求めることが絶対にありません。

<お問合せ 保健福祉課 福祉係 ☎0241-84-7010>

地域おこし協力隊として vol.3 地域おこし協力隊 末谷 広大

「極上の…」

7月に入り、現在私は只見高校を紹介すべく、「極上の自然留学」をうたったパンフレットを携え、県内の中学校へ訪問や説明会の準備などを行っております。仕事を終え、奥会津学習センターに帰ってくると、毎日のように3年生宛の大学のパンフレットや、専門学校の案内が届いており、いつもは誰もいない夕方の寮で3年生の姿を見るときがあります。そんな時、ふと、何とも言えない気持ちになります。今の2年生たちは、私以上にこんな思いを少しづつ感じ始めているのではないでしょうか。

一緒に学校へ行き、一緒に部活をし、一緒の生活を、他でもないこの「只見」で、初めて出会って過ごした。苦しいことも、楽しいことも一緒に乗り越えてきたこの1年半。……そして残り半年。きっと、2年生が感じているこのなにかは、これから的人生で一生ものになり、これから成長するための糧になると思います。

時間は時に優しく、そして残酷です。始まりがあつて、必ず終わりがある。だからこそ残り少ない時間を大切にしていってほしいと思います。